

資料2-1
R8.7.22 第1回国保運営協議会

令和 9 年度天草市国民健康保険税の税率改定について

1 天草市国保の現状（税率改定が必要な理由①）

（1）国保加入世帯数及び被保険者数の状況

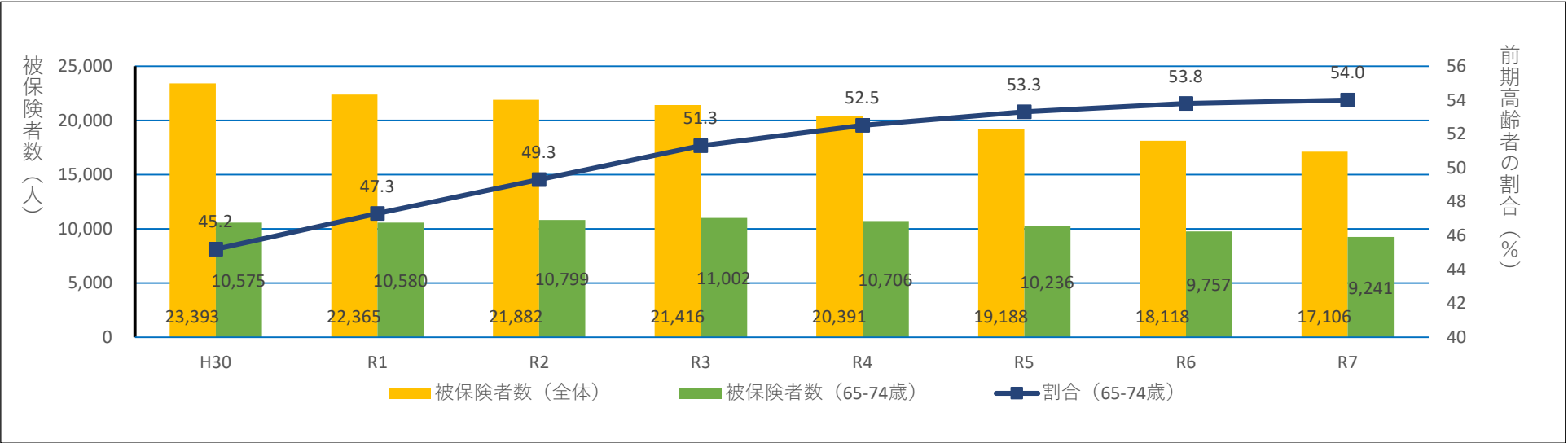
本市国保の世帯数及び被保険者数は、減少傾向にあります。

減少の主な要因は、後期高齢者医療制度への移行や社会保険制度の適用拡大などが挙げられます。

一方で、65歳から74歳の前期高齢者の割合は、平成30年度の45.2%から年々増加し、令和7年度には54.0%に達しています。

■国保加入世帯数と被保険者数の推移（年度平均）

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国保加入世帯数（世帯）	14,270	13,837	13,718	13,613	13,229	12,694	12,191	11,742
前年度比（%）	△3.0	△3.0	△0.9	△0.8	△2.8	△4.0	△4.0	△3.7
国保加入被保険者数（人）	23,393	22,365	21,882	21,416	20,391	19,188	18,118	17,106
前年度比（%）	△4.4	△4.4	△2.2	△2.1	△4.8	△5.9	△5.6	△5.6
うち65～74歳の人数（人）	10,575	10,580	10,799	11,002	10,706	10,236	9,757	9,241
うち65～74歳の割合（%）	45.2	47.3	49.3	51.3	52.5	53.3	53.8	54.0



(2) 医療費及び一人当たりの医療費の状況

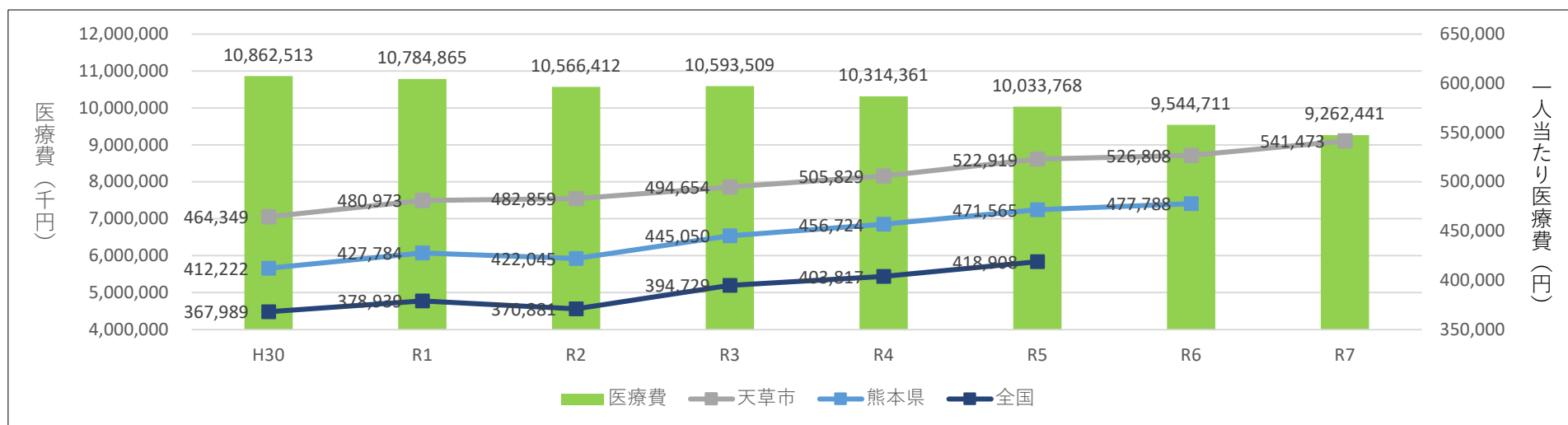
本市国保における医療費は、被保険者の減少に伴い、減少傾向にあります。

一方、一人当たりの医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化等により年々増加傾向にあります。この傾向は全国的に同様ですが、本市の一人当たりの医療費は、全国や熊本県の平均を大幅に上回っている状況です。

なお、本市の一人当たりの医療費は、県下14市の中でも4位（令和6年度）と高い水準となっています。

■医療費及び一人当たり医療費の推移

項目		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
天草市	医療費 (千円)	10,862,513	10,784,865	10,566,412	10,593,509	10,314,361	10,033,768	9,544,711	9,262,441
	前年比 (%)		△ 0.7	△ 2.0	0.3	△ 2.6	△ 2.7	△ 4.9	△ 3.0
	一人当たり医療費 (円)	464,349	480,973	482,859	494,654	505,829	522,919	526,808	541,473
	前年比 (%)		0.4	0.4	2.4	2.3	3.4	0.7	2.8
熊本県	一人当たり医療費 (円)	412,222	427,784	422,045	445,050	456,724	471,565	477,788	
	前年比 (%)		3.8	△ 1.3	5.5	2.6	3.2	1.3	
全国	一人当たり医療費 (円)	367,989	378,939	370,881	394,729	403,817	418,908		
	前年比 (%)		3.0	△ 2.1	6.4	2.3	3.7		



(3) 財政状況

本市国保特別会計の決算状況は、平成29年度以降、単年度収支（基金繰入金、繰越金及び基金積立金を除いた収支）が赤字傾向となっており、このため、令和5年度からは国民健康保険基金からの繰入れを行っており、国民健康保険基金の残高は年々減少しています。下表の令和8年度以降は、国民健康保険税率を現行のまま変更しない場合の見込みになりますが、単年度収支の赤字が続き、令和11年度には国民健康保険基金が枯渇する見込みです。

■国保会計の決算状況（見込）

（単位：千円）

項目		R4	R5	R6	R7	R8見込	R9見込	R10見込	R11見込
歳入	国民健康保険税	1,530,225	1,488,535	1,438,264	1,416,961	1,366,124	1,301,778	1,242,032	1,173,225
	国 県 支 出 金	9,166,244	8,961,194	8,612,017	8,274,849	7,980,190	7,508,509	7,207,594	6,878,654
	一 般 会 計 繰 入 金	998,825	979,729	930,716	849,161	804,975	793,817	773,866	748,174
	基 金 繰 入 金	0	95,216	102,800	223,328	29,000	186,752	237,187	281,122
	繰 越 金	212,209	128,122	84,153	7,941	41,739	0	0	0
	そ の 他	45,385	56,213	43,113	25,791	32,106	30,298	28,622	27,063
	歳 入 合 計 額	11,952,888	11,709,009	11,211,063	10,798,031	10,254,134	9,821,154	9,489,301	9,108,238
歳出	保 険 給 付 費	8,898,073	8,680,589	8,251,136	8,030,259	7,760,353	7,402,048	7,104,608	6,778,441
	事 業 費 納 付 金	2,653,036	2,628,807	2,583,996	2,450,715	2,222,987	2,149,114	2,115,259	2,060,981
	総 務 費	134,380	170,719	152,848	142,538	141,193	143,427	145,708	148,037
	保 健 事 業 費	132,337	135,129	124,789	119,400	117,460	115,239	113,133	110,849
	基 金 積 立 金	714	623	809	1,738	1,390	1,112	890	712
	そ の 他	6,226	8,989	89,544	11,642	10,751	10,214	9,703	9,218
	歳 出 合 計 額	11,824,766	11,624,856	11,203,122	10,756,292	10,254,134	9,821,154	9,489,301	9,108,238
歳入歳出差引額		128,122	84,153	7,941	41,739	0	0	0	0
単年度収支		△ 83,373	△ 138,562	△ 178,203	△ 187,792	△ 69,349	△ 185,640	△ 236,297	△ 280,410
国民健康保険基金残高		1,023,082	928,489	826,498	604,908	577,298	391,658	155,361	△ 125,049

2 国民健康保険料（税）水準の県内統一について（税率改定が必要な理由②）

（1）国の方針

①これまでの経過

国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く医療費の水準が高いほか、所得水準が低く、特に小規模な保険者において高額な医療費が発生した場合に、保険料（税）が変動し、財政運営が不安定になるという課題がある。

このため、平成30年度の国保制度改革により、国において財政支援を拡充するとともに、年度間の保険料変動の抑制等を図るため、保険者の規模について、都道府県と市町村が共同で運営する仕組みとされた。

さらに、保険料水準の統一に向けた取組を進め、都道府県単位での安定的な財政運営を確保するために、令和6年4月から「保険料水準の平準化に関する事項」、「国民健康保険事業の広域的及び効率的な推進に関する事項」を、都道府県国民健康保険運営方針の必須記載事項とされた。

また、国として各都道府県における取組を支援するため、令和5年10月に保険料水準統一加速化プランを策定している。

②国が保険料水準の統一をすすめる目的

- ・都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられる。（被保険者間の公平性の確保）
- ・保険料水準の統一を進めることで、市町村ごとの医療費水準を保険料に反映させないこととなり、特に小規模な保険者において、高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料の変動を抑えることができる。（保険料変動の抑制）

（2）熊本県の方針

①保険料水準の統一の時期

国の方針等を受けて、熊本県国民健康保険運営方針（令和6年3月策定）において、「令和9年度に国保事業費納付金・標準保険料率算定ベース※¹で統一し、令和12年度に実際の保険料率統一（完全統一※²）を目指す」ことを明記。

（用語解説）

※1 国保事業費納付金・標準保険料率算定ベースの統一…熊本県が算定した市町村ごとの保険料（市町村標準保険料率）とすること。

※2 完全統一…熊本県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とすること。

②市町村標準保険料率の公表スケジュール

熊本県国民健康保険運営方針に保険料水準の統一時期が示され、現在、統一の方法等の詳細について検討が行われている。今後、県において保険料の試算・公表等を行う予定である。

○公表のスケジュール

令和8年7月	令和9年度の市町村標準保険料率（素案）を公表	→ 今回の改定案に使用
令和8年12月	令和9年度の市町村標準保険料率（仮算定）を公表予定	
令和9年1月	令和9年度の市町村標準保険料率（本算定）を公表予定	
令和9年3月まで	令和12年度の標準保険料率（素案）を公表予定	
令和10年3月まで	令和12年度の標準保険料率（案）を公表予定	

（３）天草市の現行税率と熊本県が示す市町村標準保険料率

- ・平成30年度の国保制度改革以降、都道府県は「標準保険料率」を示すこととされており、毎年度、当該都道府県内の市町村ごとに保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」を算定し、当該都道府県内の市町村に通知することとされている。
- ・市町村は、本来「市町村標準保険料率」を参考に保険税率を決定し、賦課・徴収を行うこととされている。（この保険料率にすると、単年度収支は赤字にならない）
- ・本市においては、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の低迷や原油価格や物価高騰による経済情勢への配慮や、また繰越金や基金の状況を踏まえ、保険税率の変更を行っておらず、本市の現行税率は「市町村標準保険料率」と乖離がある状況となっている。

（４）天草市の方針

①これまでの経過

本市の税率改定は平成25年度が最後となっている。平成29年度以降、単年度収支が赤字傾向にあり、令和5年度からは国民健康保険基金からの繰入れを行っている。

令和6年7月に開催した「天草市国民健康保険事業の運営に関する協議会」において、「天草市国民健康保険特別会計の中期財政計画」について諮問し、同年8月に「令和8年度までにおいては、国民健康保険基金を活用しながら、保険税率を据え置くとともに、令和9年度以降の税率改定について、引き続き協議を行う必要があると考える。」との答申があった。

本市においては、この答申を踏まえたうえで、県の方針に合わせて、県から市町村標準保険料率の案等が示され次第、税率改定の協議を行うこととしていた。→ 令和8年7月に令和9年度の市町村標準保険料率（素案）が公表された。

②今後のスケジュール

令和8年7月	令和8年度第1回国民健康保険事業運営に関する協議会に税率改定（案）を諮問
令和8年12月	条例改正議案を市議会に上程
令和9年4月	令和9年度国民健康保険税率により賦課・徴収

3 令和9年度の税率改定（案）について

（1）熊本県が示す「市町村標準保険料率」による改定（案①）

- ・熊本県国民健康保険運営方針に基づき、令和9年度に「国保事業費納付金・標準保険料率算定ベース」の保険税率（以下、市町村標準保険料率という。）とする。
- ・令和9年度の市町村標準保険料率(素案)が令和8年7月に熊本県より示されたため、この素案により改定案①を作成。

■改定案①

賦課区分	賦課方式	現行	改定（案）	増減
医療分	所得割	8.60 %	6.70 %	△ 1.90 %
	均等割	21,200 円	29,300 円	8,100 円
	平等割	17,900 円	19,400 円	1,500 円
後期分	所得割	2.90 %	2.81 %	△ 0.09 %
	均等割	7,000 円	12,200 円	5,200 円
	平等割	6,400 円	8,100 円	1,700 円
介護分	所得割	2.00 %	2.73 %	0.73 %
	均等割	9,400 円	19,700 円	10,300 円
子ども分	所得割	0.27 %	0.38 %	0.11 %
	均等割	1,400 円	2,600 円	1,200 円
	18歳均等割	100 円	100 円	0 円
合計① (介護有)	所得割	13.77 %	12.62 %	△ 1.15 %
	均等割	39,000 円	63,800 円	24,800 円
	平等割	24,300 円	27,500 円	3,200 円
	18歳均等割	100 円	100 円	0 円
合計② (介護無)	所得割	11.77 %	9.89 %	△ 1.88 %
	均等割	29,600 円	44,100 円	14,500 円
	平等割	24,300 円	27,500 円	3,200 円
	18歳均等割	100 円	100 円	0 円

※所得が一定額以下の場合、均等割と平等割が軽減（7割・5割・2割）される。

（財政状況） ※【資料編】のシミュレーション①参照

- ・令和9年度の歳入（国保税+繰入金）が1億9,264万円増加する見込み。
- ・令和9年度以降、単年度収支がプラスとなり、基金からの繰入れが不要となるため、令和11年度末の基金残高は5億8,001万円の見込み。

（モデル世帯）

ほとんどのモデル世帯において増加する。世帯員が多いほど、増加額は大きい。介護分の課税世帯は増加額が大きい。所得が低いほど増加率が大きい。高所得者層では、減少する世帯が見られる。

（所得階層・世帯構成別）

世帯構成別でも、所得が低いほど、増減率が高く、所得が高いほど、増減率が低くなっている。所得が500万円を超える世帯では、減少となるケースも見られる。

（1世帯あたりの年間影響額）

- ・1世帯当たり年間で平均 8,308円（軽減後）の負担増
- ・国保11,455世帯のうち影響額が0円以下の世帯は1,326世帯（11.6%）、5,000円以下の世帯は1,272世帯（11.1%）、5,001円から10,000円は4,807世帯（42.0%）、10,001円～20,000円は2,732世帯（23.8%）で全体の約88.5%が2万円以下の影響額となる。

(2) 熊本県が示す「市町村標準保険料率」と「現行税率」の中間の率による改定（案②）

- ・改定案①の場合、低所得者層への負担増の影響が大きいと思われるため、市町村標準保険税率と現行税率の中間の率とした場合の改定案②を作成。
※「子ども分」の税率については、令和8年度の制度開始時から市町村標準保険料率とすることとしているため、案①と同様とする。
- ・熊本県国民健康保険運営方針では、令和9年度から同11年度までは、原則として市町村標準保険料で賦課・徴収することとされているが、令和12年度の完全統一までの移行期間とされている。

■改定案②

賦課区分	賦課方式	現行	改定（案）	増減
医療分	所得割	8.60 %	7.65 %	△ 0.95 %
	均等割	21,200 円	25,300 円	4,100 円
	平等割	17,900 円	18,700 円	800 円
後期分	所得割	2.90 %	2.86 %	△ 0.04 %
	均等割	7,000 円	9,600 円	2,600 円
	平等割	6,400 円	7,300 円	900 円
介護分	所得割	2.00 %	2.37 %	0.37 %
	均等割	9,400 円	14,600 円	5,200 円
子ども分	所得割	0.27 %	0.38 %	0.11 %
	均等割	1,400 円	2,600 円	1,200 円
	18歳均等割	100 円	100 円	0 円
合計① (介護有)	所得割	13.77 %	13.26 %	△ 0.51 %
	均等割	39,000 円	52,100 円	13,100 円
	平等割	24,300 円	26,000 円	1,700 円
	18歳均等割	100 円	100 円	0 円
合計② (介護無)	所得割	11.77 %	10.89 %	△ 0.88 %
	均等割	29,600 円	37,500 円	7,900 円
	平等割	24,300 円	26,000 円	1,700 円
	18歳均等割	100 円	100 円	0 円

※所得が一定額以下の場合は、均等割と平等割が軽減（7割・5割・2割）される。

（財政状況） ※【資料編】のシミュレーション②参照

- ・令和9年度の歳入（国保税+繰入金）が1億2,434万円増加する見込み。
- ・令和9年度以降も単年度収支がマイナスとなり、基金からの繰入れが必要となるが、令和11年度末の基金残高は2億2,971万3千円の見込み。

（モデル世帯）

市町村標準保険料率による改定（案①）と同様の傾向であるが、増減額及び増減率は緩和されている。

（所得階層・世帯構成別）

市町村標準保険料率による改定（案①）と同様の傾向であるが、増減額及び増減率は緩和されている。

（1世帯あたりの年間影響額）

- ・1世帯あたり年間で平均 5,091円（軽減後）の負担増
- ・国保11,455世帯のうち影響額が0円以下の世帯は1,094世帯（9.6%）、5,000円以下の世帯は5,575世帯（48.7%）、5,001円～10,000円は3,113世帯（27.2%）で全体の約85.4%が1万円以下の影響額となる。